

人厚第3705号  
59.7.11

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
技術研究本部長  
調達実施本部長  
防衛施設庁長官

人事局長

### 隊員のレクリエーションの実施について（通知）

防人厚第3576号（58.7.13）により隊員のレクリエーションを実施するに当たっては、下記の事項に留意されたい。

#### 記

- レクリエーション行事の内容は、次のような条件を満たすものであること。
  - 社会通念上不健全であると認められる内容を含んでいないこと。
  - 体力の消耗がはなはだしいものでないこと。
  - 過度の競争心をあおるものでないこと。
  - 職員の一般的水準からみて、参加を希望するものはだれでも参加し得る程度の技術のものであること。
- レクリエーション行事は、できる限り、すべての職員がいずれかの行事に参加することができるように、当該年度において実施するレクリエーション行事を計画し、実施すること。
- 実施者は、前項の計画に基づいて個々のレクリエーションを実施するに当たっては、日日命令又は通達等により、当該行事をレクリエーションとして実施するものである旨を明記すること。
- レクリエーション行事は、国の支配管理下において行うものであり、クラブ活動及び同好会活動等の行事を含まないものであるが、国の支配管理下において行うものであっても、次に掲げる行事等はレクリエーション行事とはならないこと。

- (1) 教育訓練として行われる競技会等
  - (2) 広報活動として行われる行事
  - (3) 部外者を参加させることにより行われる行事（他の官公署と共同して行うレクリエーション行事を除く。）
  - (4) 隊員の家族を参加させることにより行う行事
  - (5) 観光旅行等の行事
  - (6) 果実又は魚介類等の採取を目的とする行事（部隊等の近傍で行うものを除く。）
  - (7) 飲酒等を伴う行事
  - (8) その他社会通念上、レクリエーションとして実施するにふさわしくない行事
- 5 隊員の大多数が同時に参加するような行事及び社会通念上娯楽と認められる種目（例えば囲碁、将棋、ボーリング等）の行事は、勤務時間内には行わないこと。
- 6 実施場所及び交通機関の確保の困難を理由として勤務時間内にレクリエーション行事を実施しようとする場合は、勤務時間内レクリエーション実施承認申請書に、会場又は交通機関の具体的名称、日時等をすべて記載した付紙を添付すること。